

# 介護事業者の事故対応

## 施設で利用者の行方不明が発生し1か月後に遺体で発見 -死因は餓死で家族が訴訟へ-

### ■遺体は施設のすぐ近くで発見

ある特養で認知症の利用者が施設を抜け出して、行方不明になる事件が発生しました。施設長はすぐに家族に連絡して警察に捜索願を出してもらい、非番の職員にも協力してもらい周辺を捜索しましたが発見できませんでした。翌日には、他の施設の職員も応援に駆けつけて、総勢10人態勢で市内を分担して捜索に当たりましたが、それでも発見することができませんでした。

3日経過してもSさんは見つからず、鉄道や自動車事故などの連絡も入りません。家族は駅前で捜索チラシを配布するなどしましたが、結局Sさんは発見されませんでした。1か月が経ったある日、警察から家族に連絡が入り、Sさんが遺体で発見されたと知らされました。発見場所は施設からわずか200mしか離れていない橋の下の茂みだったのです。施設長は家族から、「施設のすぐ近くで見つかったじゃないか、あなた達はどこを捜したんだ！」と抗議を受けました。その後の警察の捜査で、Sさんは橋のたもとから川岸に転落し、足を折って動けなくなり、その後亡くなったことが分かり、死因は餓死でした。家族は裁判を起こしました。

## 施設付近の人目に付かない場所は念入りに捜索する

### [事例から学ぶ対応のポイント]

#### ■行方不明の最悪のケースは遺体が見つからないこと

本事例は認知症利用者の行方不明事故の最悪のケースといえるでしょう。通常事故の最悪のケースは死亡事故と考えると、行方不明事故でも死亡事故を心配します。しかし、行方が分からないのですから事故で死亡しても遺体が発見されるとは限りません。実際に最後まで遺体が発見されないケースも多々あります。

そのため、事故発生時の対応ではこの最悪のケースを想定した対応をしなければなりません。ただ、職員を動員して捜索しただけでは、施設として万全の対応をしたと家族は考えてくれないのです。「茂みに転落して骨折し動けなくなったために餓死した」と知ったら、家族の施設に対する悪感情は並大抵ではないでしょう。

#### ■長期間発見できないのは人目につかない場所に居るから

施設で行方不明者が発生すると、責任を感じて自分たちだけで探そうとしてしまいがちです。本事例の施設も10人の職員を動員して捜索しています。しかし、それよりも地域に捜索の協力を求めて多くの目で捜索を行うようにしなければ、効果はあがりません。タクシーの運転手にチラシを携行してもらったり、地域の会社の従業員にチラシを配布するなどをすれば、たくさんの捜索の目ができます。

もう一つ重要なことは、施設が必死の捜索をしていることを家族に伝えることです。捜索しても無事に保護できる保証もありませんし、最悪遺体さえも見つからないかもしれません。最悪のケースの時に、家族が「施設のみならずあれだけ手を尽くして探してくれたのだから仕方ない」と思ってくれば施設への責任追及も少しは柔らかくなるはずです。本事例では、家族は「施設は何にもしてくれなかった、無責任だ」と思ったのかもしれない。

さて、本事例のように、長期間見つからないケースは間違いなく「人目につかない場所に居る」と考えられます。もしこれが、施設の目と鼻の先であれば、家族は施設に対して不信感が生まれる事になるでしょう。ある施設のマニュアルでは、2日経過しても発見できない場合には、「施設周辺の人目につかない場所」をもう一度念入りに捜索することになっているそうです。人目につかない場所とは、橋の下・大きな側溝・公園のトイレや茂み・資材置き場・工事現場・神社の境内・お寺や墓地・用水路・深い植え込みなどが考えられます。

一度、行方不明者が出たときに協力をお願いできるタクシー会社やバス、鉄道会社、コンビニエンスストアなどを調べ話をしておくなど、施設の捜索マニュアルを見直してみてもいいかもしれません。



#### 発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
マーケット開発部 市場開発室  
担当 堀江・佐伯 TEL 03-5789-6456

#### 担当課・支社 代理店

株式会社福祉施設共済会  
東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSTビル  
電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882